

環境社会配慮助言委員会 第134回 全体会合

日時 2022年3月4日（金） 14:00～16:17

場所 JICA本部 2階229会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

助言委員

| | |
|--------|--|
| 阿部 直也 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授 |
| 奥村 重史 | 有限責任あずさ監査法人 パブリックセクター本部 ディレクター |
| 小椋 健司 | 元日本高速道路インターナショナル株式会社 プロジェクト担当部長 |
| 織田 由紀子 | JAWW（日本女性監視機構） 副代表 |
| 掛川 三千代 | 創価大学 経済学部 准教授 |
| 木口 由香 | 特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長 |
| 作本 直行 | アジア経済研究所 名誉研究員 |
| 柴田 裕希 | 東邦大学 理学部 准教授 |
| 島 健治 | 株式会社三井住友銀行 ホールセール統括部 サステナブルビジネス推進室 上席推進役 |
| 鋤柄 直純 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹 |
| 田辺 有輝 | 特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター |
| 谷本 寿男 | 元恵泉女学園大学 人間社会学部 教授 |
| 寺原 譲治 | 城西国際大学 環境社会学部 学部長代行／教授 |
| 錦澤 滋雄 | 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授 |
| 長谷川 弘 | 広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 教授 |
| 林 希一郎 | 名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授 |
| 原嶋 洋平 | 拓殖大学 国際学部 教授 |
| 日比 保史 | 一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事 |
| 山岡 暁 | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授 |
| 山崎 周 | 株式会社三菱UFJ銀行 ソリューションプロダクツ部 プロジェクト環境室 室長（環境社会リスク管理） |
| 米田 久美子 | 一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 フェロー |

敬称略、五十音順

JICA

| | |
|-------|------------------------|
| 馬杉 学治 | 審査部 次長 |
| 小島 岳晴 | 審査部 環境社会配慮監理課 課長 |
| 高橋 暁人 | 審査部 環境社会配慮審査課 課長 |
| 加藤 健 | エジプト事務所兼イエメン支所 所長 |
| 福田 千尋 | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 課長 |
| 壽楽 正浩 | 民間連携事業部 海外投融资課 企画役 |

それでは、続きまして、3番目ですね。案件概要説明ということで、本日は1件予定をしてございます。これはワーキンググループの対象案件ということで4月25日に予定しておりまして、予定どおりであれば柴田委員、寺原委員、日比委員、松本委員がご担当に当たるということになることになろうかと思っておりますけれども、本日は案件概要説明ということで担当の方、ご説明の準備ができましたらお願いします。

○福田 JICA東南アジア第一課、福田と申します。

私のほうから資料に基づいて説明させていただきます。

インドネシアのパティンバン港アクセス高速道路建設事業ですが、この1から7に基づいて順番に概要を説明させていただきます。

まず、事業の背景と必要性ですが、インドネシアにおきましては、経済成長に伴う港湾の取り扱い貨物量の増加を受けまして、今円借款でパティンバン港開発事業を支援しておりますが、これが徐々に開港、ターミナルのオープンが進んでいるところであります。2024年に一部について本格開港するというので、それに伴って同パティンバン港を活用する貨物の輸送というものが増える見込みです。そのアクセス道路は既に混雑が進んでいるんですが、2024年以降はさらなる混雑が見込まれるということで、そのアクセスを改善すべく新たな道路の新設が急務になっているというような事業の背景がございます。

次のスライドにこれまでの案件形成の経緯を記載しておりますが、いずれも主体はインドネシア政府なんです。2017年12月にインドネシア政府がもともと全ての区間を官民連携事業ということで整備すべくプレF/Sを実施しまして、その後、プレF/Sをさらに進める形でフィージビリティスタディを行いまして、その後、2021年にもともと全部PPP区間であったところ、一部を円借款で支援してほしいという話が出てきてまして、今その一部を円借款で支援するという前提でさらなる事業内容の精緻化といいますか、環境社会配慮も含めたF/Sのレビューを行っているというような経緯になります。

次のスライドが本事業の概要として、事業目的としましては、後ほど地図でもお示しいたしますが、西ジャワ州に位置するパティンバン港と首都圏東部に位置する工業団地間の有料高速道路を整備することによって、地域の交通需要の増大に対する交通インフラおよび走行性改善を図ると。それによって同地域の経済活性化に寄与するということを事業の目的にしておりまして、対象地域は西ジャワ州のスバン県でして、実施機関としてはインドネシアの公共事業・国民住宅省になります。運営維持管理体制につきましては、一部区間をPPP事業者が整備しますので、円借款対象区間も含めて運営維持管理は同PPP事業者が担当するという予定になっております。

事業スコープとしましては、円借款区間とPPP区間がございまして、手元に紙がある方は次のページも見ながらご覧いただければわかりやすいかと思っておりますが、全体で37kmの道路のうち北側の23kmを円借款、南側の約14kmをPPP区間ということで、中身につきましてはインターチェンジですとかアンダーパス、オーバーパスあるいは橋、あるいは料金所というものを整備するという内容になっております。

次のスライドが事業対象地域の図でして、小さくて恐縮ですが、左上のほうにインドネシアにおけるジャカルタとそのジャカルタをさらに拡大して、ジャカルタ中心部から東のほうに首都圏東部工業団地があって、そこから北東側にパティンバン港があるんですが、今黄色いところをってパ

ティンバン港に行くところ、そこがぱんぱんに将来的になってしまうので、アクセス高速道路の赤い点線の部分を整備するという事業内容になっており、拡大しているところのうちの北側といいますか北東側といいますか、約23kmを円借款を活用して整備し、南西側約14kmをPPPで整備するという事業内容になっております。

その事業予定地がどのような状況になっているかというのが次のスライドでして、農地だったり水田だったりキビ畑だったりというのが広がっており、住民が住んでいる今道路があつて交通量があるところにはコーヒーショップ・軽食屋というものがあるというような現状になっております。

次のスライドに代替案の検討ということで記載しておりますが、インドネシア政府が過去にプレF/Sを実施した際に代替案として3つ提案されていて、2018年にフィージビリティスタディを実施した際に、この図でいうところのルート3、ピンク色が最適ルートということで選定されています。今回、パティンバン港円借款事業のコンサルティング・サービスを活用して、インドネシア政府がF/Sレビュー、一部の区間は円借款を活用するという前提でさらにF/Sレビューを行っているところですが、その中で改めてこの代替案についてレビューを行っているという状況になります。

その代替案3つのうち、それぞれどういうメリット・デメリットがあつて、なぜ現状ルート3が最適と判断されているかというのを簡単にまとめたのがこのスライドでして、ルート1、ルート2、ルート3とあつて、今ルート3が最適と判断されているわけですが、技術面においても土地利用面においてもアクセス面においても環境社会配慮面においても、ルート3が総体的に優れているということでルート3を最適案として選定しております。詳細はまたワーキンググループということかと理解しておりますが、若干ちょっとわかりにくい点がありましたので口頭でも補足させていただきますと、このアクセス面のところでルート1は、始点は高速道路と連結していると。ルート3の始点は高速道路と連結していて、始点インターチェンジは県道と連結するというので若干わかりにくい表現になっておりますが、この始点インターチェンジというのはルート3の始点という趣旨ではなくて、ルート3の始点はジャンクションですので、一つ目のインターチェンジに県道と連結する部分があつて、その開発が今後予定されていて、そういう観点から、そういうことも勘案してアクセス面が優れていると。ルート1と比べてより優れているというような判断をインドネシア側で行っているということを口頭で補足させていただきます。

次のスライドが環境社会配慮事項でして、適応ガイドラインは最新のガイドラインを適応します。カテゴリ分類はAです。現状、環境許認可の現状状況ですが、インドネシア国内法に基づく環境アセスメントの現状として、スコーピングレポートに相当する報告書が作成されており、既に承認済みとなっております。現在、運輸省港湾総局、これはパティンバン港開発事業を所管する省庁ですが、この道路事業を所管する公共事業・国民住宅省の確認の下で影響評価を実施中でして、環境アセスメント報告書、AMDAL報告書として取りまとめられる予定となっております。

次のスライドが用地取得・住民移転計画ですが、こちらにつきましては、用地取得計画は2020年10月に作成されておまして、既に周知時による取得範囲の布告も行われていて、現在調査がインドネシア側で行われているところですが、この円借款を活用して事業を支援するという観点で言うと、後半のほうに記載しておりますが、インドネシア側の現状とJICAの環境社会配慮ガイドラインとの関係でいうと、特に一部必ずしもインドネシア側の現状には含まれないというものもありますので、JICAのガイドラインに準拠した調査、F/Sのレビューが実施されるようにインドネシア側に

申し入れをしております、現在JICAのガイドラインに準拠したF/Sのレビューが実施されているという状況になります。

次のスライドが環境レビュー方針の概要になりますが、まず環境許認可につきましては、スコーピング案については承認済みですが、今後要確認事項としてここに記載しておりますとおり、スケジュールですとかその他必要な許認可がないかということを確認する方針です。

汚染対策、自然環境面につきましては同じような要確認事項を記載しておりますが、既に確認できているものはいいんですが、今後、影響評価調査をインドネシア側で実施中ですので、その結果を確認して環境管理計画ですとかモニタリング計画ですとか実施体制ですとか詳細を確認していきたいというふうに考えております。自然環境面につきましては1点補足すると、左のところに書いておりますが、この事業対象地においては原生林ですとかIBAですとか保護区といったものは存在しないということを確認しております。

次のページのところで社会環境面、その他モニタリングにかかる環境レビュー方針ですが、社会環境面につきましては、こちらは今後詳細をさらに確認する想定であります、用地取得あるいは住民移転の数として記載のとおりが見込まれておまして、今JICAガイドラインに沿ったLARAPの作成が進められているという状況ですので、環境レビューにおいてその詳細あるいは補償方針ですとか生計回復支援策というものを確認していきたいというふうに考えております。

1点確認済みのところで記載しておりますが、本事業周辺地においては配慮すべき文化遺産ですとか、あるいは少数民族、先住民族というものは存在しないというのを確認しております。

以上が環境レビュー方針の簡単な概要でして、最後に今後のスケジュールですが、今まさに環境社会配慮調査のところに記載していますが、インドネシア側におけるF/SレビューにおいてAMDAL、LARAPのドラフトを進めているところでして、これらについてワーキンググループでそれを踏まえた環境レビュー方針を議論いただきまして、将来的に夏のJICAによる審査に向けて進めていきたいというふうに考えております。

冒頭、担当課からの説明は以上になります。

○原嶋委員長 福田さん、どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ご質問等ありましたらサインを送ってください。

鋤柄委員、奥村委員、日比委員、林委員、順次お願いしたいと思います。まず、鋤柄委員、お願いします。

○鋤柄委員 ご説明ありがとうございました。

1点これは確認ですが、再来年開港予定のパティンバン港開発事業との関係です。確かご説明の中で、パティンバン港開発事業のコンサルティング・サービスを活用して本道路事業のF/Sレビューをしているというお話がありました。このパティンバン港開発事業と高速道路建設事業というのは、同じ事業と考えてよろしいのか、それとも密接な関係はあるけれども別事業なのかという点です。といいますのは、既に開港近くまで進んでいるパティンバン港開発事業において何らかの問題が発生しているとか、こういう点がうまくいっているとかといったようなことも含めてワーキングに示され、その環境レビュー方針に反映するべく議論がされるのか、あるいはそうではなくて高速道路建設事業単独の話になるのか、そこのところをちょっとご確認願えればと思います。

以上です。

○原嶋委員長 後ほど少しまとめて福田さんのほうからお答えいただきますので、メモのほうをお願いします。

掛川委員、お願いします。

○掛川委員 掛川です。

大きく二つありまして、一つはこの案件の捉え方なんですけれども、14kmから成るPPPの部分と、それから、23kmから成る政府の部分、こちらが円借款の要請が来ている部分で、これは捉え方としては不可分一体の事業と私は理解しました。ですので、そうであれば全体の37km分の環境社会配慮を見ていく必要もありますし、その情報が必要かと思えます。それをベースにクラリフィケーションをお願いしたいんですが、今共有いただいた9ページとか、あと12ページにありますこの環境レビュー方針の情報は確認済みも含めてですけれども、これは全体の37kmに関わる部分の情報なのか、もしくは円借款でやると言われている部分の情報なのか、それについてお伺いしたいと思います。

特に12ページの自然環境の部分で事業対象地およびその周辺に原生林、IBA、森林保護区等は存在しないとありますが、先ほど提示していただいた地図の部分で見ますと、ピンクのラインで南のほうが少し濃い緑になっていて、もしかしたらこれは森林地帯なのかなという気がしていますので、すみません、ちょっと現状がどうなのか教えていただければと思いました。

二つ目の点は13ページのところで、社会面ですが、約340haの用地取得、それから、543軒の移転ということで、ここは特に世帯数ということではまだわかっていないですけれども、現状どれぐらゐの家屋もしくは世帯全体の移転が見込まれるのかということも、もし今の状況でわかるのであれば教えていただきたいということと、これについて、かなりもしかしたら大がかりな再定住計画とか用地の再取得とかの必要も出てくるので、非常に注意が必要な案件になるかなと感じました。後半はコメントです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、奥村委員、お願いします。

○奥村委員 奥村です。

スケジュールのところをちょっと映していただいてもよろしいでしょうか。ワーキンググループで検討する内容とその後のスケジュールの確認ですけれども、ワーキンググループを4月に行うということで、ここでもしかしてドラフトというのが資料として提供される予定なんではないでしょうか。それについて議論されるのでしょうか。あと、それでワーキンググループで議論して5月に助言確定なんですけれども、その助言で例えば何かこんな情報がドラフトで足りないんじゃないかというのがわかったとしても、その後、AMDALが確定するのは5月末なので、何か不足している情報がありますというような助言が出ても、それはAMDALには反映されないというか、その追加情報収集みたいなのは行われたいという形になるのでしょうか。その2点をすみません、審査部様に確認させてください。

○原嶋委員長 ありがとうございます。それでは、まとめて後ほどお願いします。

日比委員、聞こえますか。よろしくをお願いします。

○日比委員 日比です。ありがとうございます。

ご説明ありがとうございました。私も先ほど掛川委員が指摘されたところと全く同じ点になるんですけども、先ほど映されたのは12ページですか、事業対象地およびその周辺に原生林、IBA、森林保護区等は存在しないというところだったんですけども、お示しの図面の特にルート3が南で合流する地点の周辺が濃い緑になっていると。これはデータベースなんかで見ても、ここはやはり森林地帯になっているように見受けられますので、そこをご確認をいただければというのと、特に事業地周辺にこういった原生林、森林等はないという場合の周辺というのはどのぐらいのレンジで取られているのかというのを教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、林副委員長、お願いします。

○林副委員長 林です。ご説明ありがとうございました。

私もちょっと似たようなところですが、スライド9ページの代替案のところでは環境社会配慮面の検討が居住地の取得面積は影響が大きいというふうになっているんですけども、環境面の検討はされていないような気がするんですが、その辺はどういう形なのかということと、取得面積が大きいということは、これは移転世帯数が大きいという、そういうことを意味しているのでしょうか。どのくらい違うのかという数字がもしあればご提供いただければいいかなと思っています。JICAの担当の方へのご質問です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、寺原委員、お願いします。

○寺原委員 寺原です。

今も私より以前に質問していただいた委員の発言とも、

○小島 寺原委員、すみません。本部です。ちょっと聞こえないんですけども。

○原嶋委員長 寺原委員の音声は聞こえておりませんが、本部のほうは切れていますか。

では、一旦ちょっと止めて、小椋委員、お願いします。小椋委員、聞こえますか。

○小椋委員 聞こえます。

○原嶋委員長 お願いします。

○小椋委員 ここでは、社会配慮に関して伺いたいのですが、ちょうどスライド7ページです。国道1号線が並行して走っていますが、ここに写真でもお示しいただいているように、コーヒーショップとか軽食屋さんとか、国道を利用される方が利用されるような商店があるのかなと思われるのですが、これらの商店の調査はスコーピングに入っておられますかという質問が1点と、それと代替路線も含めてなのですが、インドネシアには「アダット」という共有地があります。そういう共有地の用地買収では、特に権利者の特定が難しいのではないのかという懸念がありますので、こういった共有地の調査がどう進められるのかという質問の2点でございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、ちょっと多いですけども、山岡委員、聞こえますか。お願いします。

○山岡委員 山岡です。

私も既に掛川委員ほかをご指摘されているところとちょっと被るんですけれども、質問としては用地取得の面積および移転数に関するもうちょっと具体的な質問です。最後、環境レビュー方針の2/2で340haの用地取得というふうにあります。これは延長が34.8kmということですので、ざくっとこれは延長に従って幅100mを補償対象としているのかなというふうに考えられます。まず、これが正しい考えかどうかということなんですが、次に、環境社会配慮面でルート1とルート3では居住地の取得面積が大きい、小さいということで比較されていますけれども、そうなりますと、居住地の取得面積というのは、この最後の340haの用地取得と関係ないのか、あるのか、この点について543軒の移転に関してですけれども、教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今、林副委員長のご質問とかなり被っていると思いますけれども、承知しました。

寺原委員、聞こえますか。

○寺原委員 寺原です。すみません、先ほどは落ちてしまいました。

○原嶋委員長 では、最初からお願いします。

○寺原委員 画像なしがいいかもしれませんので。

○原嶋委員長 そうですね。

○寺原委員 これ当初はPPPでやるということで予定されていたということですが、この当時のPPPのスキームというのはどのような形で、なぜそれが途中から北側区間だけ円借款でやることになったのかという経緯についてお伺いしたい。PPP事業で21年2月に北は円借款でやっていくという意向が示されたと同時に、21年3月に環境の局へいっています。これは事業主体が変わってしまっているはずなので、この辺に関してどのように整合性を取られているのかなというのが質問でございます。

あと、二つ目としまして、ここは高速道路ということで完全にアクセスコントロール、つまり横から、農地とかから入れないような有料の敷居の高い高速道路になっているのでしょうかという質問でございます。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今まで鋤柄委員、掛川委員、奥村委員、日比委員、林副委員長、小椋委員、山岡委員、寺原委員からご質問いただいております。福田さん、ちょっと大変恐縮ですけれども、順番に、特に林副委員長と山岡委員、そして、掛川委員の2番目については内容的には重複しているというふうに感じますので、まとめていただいても結構だと思いますけれども、あと、掛川委員の一つ目と日比委員のところですね。あと、林委員の一つ目と重なっているところがありますので、まとめていただいても結構だと思いますので、順番にお願いしてよろしいでしょうか。

福田さん、聞こえますでしょうか。

○福田 すみません、もし回答漏れがありましたら後ほどご指摘いただければと思いますが、1番最初がまずパティンバン港の開発事業と一つのものなのかということですが、パティンバン港の開発とこのアクセス道路とは別事業として、じゃあ何でパティンバン港のコンサルティング・サービスで形成しているのかというところでいいますと、一つの事業なので円借款を活用しているという

わけではなくて、別にインドネシア側でもともと彼らが自分たちでF/Sをやっていたということもあって、また、自分たちのお金でやるという選択肢もあったかと思いますが、彼らの判断として港とアクセス道路で関連性もあるということもあって、円借款を活用して案件形成をすることで意思決定したというところになります。

JICAとしても円借款を活用するので相談があったわけですが、アクセス道路について円借款を一部区間でも支援するというのであれば、当然JICAのガイドラインが適用されるので、よりJICAのガイドラインに適用した調査といいますか、レポートを作成してもらえることが期待できるということで、パティンバンの港のコンサルタントは日本のコンサルタントが受注しておりますので、その円借款を活用して形成しているというところ です。

ですので、結果的に港の円借款を活用してはいますが、港と不可分一体であって今回ワーキンググループで港のほうについても助言をいただくという趣旨ではございませんというのが一つ目でして、あと、何人かの委員の方からPPP区間とは不可分一体なのかというご質問をいただきましたが、それにつきましては、円借款区間とPPP区間全体を一つの事業として捉えていまして、ですので、ワーキンググループで助言をいただくのはPPP区間も含めて助言をいただく想定ですし、今インドネシア側で準備している各種文書、報告書も全区間を対象に準備が進んでおりますし、もともとのルート選定、代替案の検討で記載しているような内容につきましても全て全区間を前提に記載しているものになります。

それで、その関連でもしタイムラインとしてワーキンググループでいただいたコメントで、仮にクリティカルなコメントがあって、追加で時間のかかる対応が必要な場合に、その後すぐ文書をAMDAL、LARAPがセットされてそのまま進んでしまうというのはどうなのかというご質問をいただきましたが、当然ながら助言いただいた内容はそれに基づいて環境レビューを行いますので、JICAがインドネシア政府と協議をしますので、それをインドネシア側に反映してもらい、文書にも反映してもらいということ想定しております。

何人かの委員の方から住民移転数ですとか用地取得につきまして、より詳細な数字ですとか用地取得の面積の前提となる考え方ですとかいくつかご質問いただきましたが、今手持ちで数字はありませんので、また、報告書に詳細な数字が記載される予定ですので、そこで確認をしていきたいなというふうに思っております。

○原嶋委員長 福田さん、森林の問題をお願いします。

○福田 PPP区間の下の南のほうに森林っぽいのがあってはないかというご質問ですが、先ほどご説明しましたとおり、今手元に関連した質問でスライドの12枚目に事業対象地およびその周辺に森林はないと書いていて、その周辺はどの範囲からですとか、森林っぽいのがグーグルマップであるのではないかとご質問をいただきましたが、ご説明しましたとおり、今前提として記載しているのはPPP区間も含めた全ての対象地を前提にお答えをしております、その周辺というのがどこまでかというのはあれですが、現時点では、すみません、それ以上の細かな情報がないというところになります、ちょっとよろしいですかね。

すみません、お時間をいただきました。

改めて現段階で確認できている情報をチェックいたしましたが、やはりこの事業対象地、周辺がどの範囲かというところまではちょっとまだ手元に数字はありませんが、森林も含めて存在しない

というふうに認識をしておりますが、もう少し詳細については影響評価結果等々を確認していきたいというふうに思っております。

順番がちょっと前後してしまうかもしれませんが、寺原委員からご質問いただきましたPPPスキームがなぜ円借款になったのかというところですが、もともと2018年まで全区間PPPで想定されていて、ただ、なかなかPPPで実現するには当然ながらPPPで事業が回らないといけないわけですが、その目処がなかなか立てるのが難しかったということで、一部を公共事業でやることによって、その残りの一部だけでもPPPでやると。そうすると、事業者の投資コストといいますか、初期投資が減りますということでインドネシア側で決定されたものになります。円借款事業で一部整備するところから、ではJICAの環境ガイドラインに基づいて改めてF/Sをレビューしようということになっているというのは、先ほどご説明したとおりです。

若干インドネシア政府側の体制に変更があったというようなお話があったかなと思いますが、繰り返しになりますが、あくまでパティンバン港の円借款を活用してF/Sをレビューしているので、港のラインミニストリーは運輸省になるんですが、あくまでアクセス道路を実施するのはインドネシア側の公共事業・国民住宅省ですので、それがPPPだろうが一部円借款を活用しようが、公共事業・国民住宅省のラインであるというところには変わりないというところは補足までです。

高速道路についてどういう形といいますか、アクセス制限を想定しているのかというご質問もあったかと思いますが、基本的には盛土を想定してしまっていて、ただ、誰もがそこを行き来できるというよりは、基本的にはアクセスを制限して整備するということが想定されています。

あと、今国道1号線が港までの道路として使われていて、そこには商店とかがきっとあるだろうと。今回アクセス高速道路が別途バイパスのように整備されると、既存の国道1号線の商店にも影響があるんじゃないか、それは調査の対象に含まれているのかというようなご質問があったかと理解しましたが、その点につきましては我々のJICAの理解ですと、現時点では影響というのは調査の対象に含まれていないというふうに理解をしております。

そんなような形で、すみません、もし回答漏れがあればご指摘いただければ幸いです。

○原嶋委員長 福田さん、ちょっと確認しますけれども、まず今回の案件については37km全体を一体不可分としてAMDALの対象にしているということでよろしいですか。イエスかノーで教えてください。

○福田 そのとおりです。

○原嶋委員長 森林については、今一応画面を見た限り、何人かの委員のご指摘のとおり、画面でいうと下のほうが森林地帯にかかっているというふうに見受けられるので、もう1度念のための確認が必要だと思いますけれども、現在の福田さんというか事業部のほうの判断としては、37km全体においても先ほどあった保護区や森林地帯とは重なっていないという理解をされているということでもよろしいですか。

○福田 そのとおりです。

○原嶋委員長 あと、一応有料道路ということでよろしいですか。寺原委員からご質問がありました。最終的には37km全体が有料道路ということでよろしいですか。

○福田 そのとおりです。整備する際には円借款区間とPPP区間で別々ですが、運用においては全ての区間有料でPPP事業者が運営維持管理をする想定になっております。

○原嶋委員長 ちょっと今までの漏れていると思われるのは代替案の検討において、各3つの代替案について住民移転の数が出ていないので、それは今手元にないので、ワーキンググループで出していただけるということでよろしいですか。

○福田 すみません、少々お待ちください。

○原嶋委員長 繰り返しになりますけれども、代替案の検討のところで居住地の面積の多い少ないについては言及がありますけれども、住民移転数あるいは世帯数については記載がないので、これは今手元にないにしても提供していただけるということについて今確認を取っています。福田さん、まだですかね。

○福田 すみません、もう少しお待ちください。

○原嶋委員長 では、福田さん、ちょっとそれは置いてあと2点確認していいですか。

○小島 本部、小島です。ちょっとお待ちください。すみません。

○福田 すみません、お時間をいただきました。

代替案検討において、今回採用を想定しているルート3についての詳細な住民移転数等々については当然LARAP等々において確認をするわけなんですけど、ルート1、ルート2につきましては、もともとプレF/Sで検討がされた際に個別に各ルートでどれぐらい住民移転が発生するかということを経緻に調査しているわけではなくて、影響する範囲、面積を基に比較検討を行っているということです。今回なかなか過去に遡って精緻な住民移転数を確認するというのは難しいのですが、どういう形で、どういう考え方で比較検討を行っているかということにつきましてはご説明できる範囲で、またワーキンググループで説明させていただければと思います。ただ、なかなか制約があるということについてはご理解いただくと大変幸いです。

○原嶋委員長 あと2点だけ。小椋委員から共有地の利用というのが出てくるんじゃないかという点と、あと、林副委員長からこれは森林とも重なりますけれども、代替案の検討の項目の中で土地の話題が出ていますけれども、森林を含めた環境面の影響の大小については全く今回の資料では言及がないんですけれども、その点については出していただけるのかということですね。

この2点確認したいのと、あと小島さんに1個確認なんですけれども、代替案の検討についてはスコーピングの段階でこの案件というのは助言委員会という意味も含めてJICAの審査のプロセスはどういう形になっていたのか、それがガイドライン上スキップされているのか、ちょっとそれはガイドライン上問題がないのかルール上の問題を教えてください。

以上です。

○小島 ありがとうございます。

今の原嶋委員長からのご質問の答えなんですけれども、今回は協力準備調査というものを使っての調査は行ってないということになります。なので、スコーピング段階でのワーキンググループ付議というところはないということになります。なので、今回この案件については環境レビューの段階で付議をさせていただいているというような形になります。

以上です。

○原嶋委員長 そうなってくると、今回のところで代替案の議論についてどれくらい遡る、判断を覆すということではないんでしょうけれども、念のための確認として例えば環境社会面とか先ほどありましたけれども、住民移転数とかの確認をどこまですべきかということで委員の皆様も慎重に

なっていらっしゃると思いますので、どの程度まで情報が出せるのか確認をしていただきたいということですね。いかがでしょうか。

○小島 どの程度の代替案が検討されたかということについては、ワーキンググループの際にご提示する資料で確認いただくというところ、あるいは補足資料などでご説明させていただくということになるかと思います。

以上です。

○原嶋委員長 わかりました。福田さん、共有地の件、お答え。もう1度持ち帰りということでも結構でしょうけれども、今のところ何かあれば。

○福田 正確にご質問の趣旨を理解できていなければ改めてご指摘いただければと思いますが、共有地につきまして、今AMDAL、LARAPを作成している中ではそのような問題も勘案してレビューといいますか、作成をしているところになります。

もう一つご質問いただいた環境面が代替案の検討においてどの程度という点ですが、スライドでいうところの12枚目にも自然環境面についての影響を記載しておりますが、自然環境面においてどのルートであっても大きな影響が見込まれるものではなかったのが記載しておりませんが、まず、そもそも今回AMDALを準備する中では当然自然環境面につきましても本日いろいろご質問もいただきましたので、改めて確認をできればと思いますが、配慮するものの、そもそも自然環境面で大きな問題は対象エリアにおいて見込まれないということもあって、スライド9においてそこについては特出しで記載をしなかった、あるいはインドネシア政府としてもそこはルート選びにおいて結果に影響を与えるファクターとしては検討をしなかったというふうに理解をしております。

以上です。お答えになっておりますでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、全体として念のために確認ですけれども、本件については37km全体を一体不可分としてワーキンググループで議論していただくということがまず1点。本件につきましては、先ほど小島課長からご説明がありましたとおり代替案については、助言委員会では付議されておませんが、可能な限り環境面あるいは住民移転数などについてルート3が選定された経緯についてはワーキンググループの段階で情報提供していただいて、委員の皆様にも念のための確認をしていただくということをお願いしたいと思います。

一応皆様からいただいたご質問には一通りお答えいただいたというふうに、若干持ち越しのものもありますけれども、もし委員の皆様、どうしてもということがありましたらご発言いただきますけれども、いかがでしょうか。

柴田委員、押ししましたか。お願いします。

○柴田委員 押ししました。ありがとうございます。

ちょっと最後、もしかしたらワーキングを担当するかもしれないので、委員長が最後触れられたところで確認させていただきたいんですけれども、スコーピング段階では協力準備調査を行っていないという形で関与していないので、助言委員会の関与はなくて、この段階で初めてということと理解いたしました。現地のほうでこのスコーピングレポートに相当するKA-ANDALについて確認するときに、JICAのほうはこの確認というのは助言委員会とは別に何らかの確認をされているのか、それとも今回のこのAMDALの案で初めて確認されたのか、そのところがもしあれば教えていた

だきたい、あるいはワーキンググループのときにでもその部分のもし経緯があれば情報をいただけるとありがたいです。

以上です。

○原嶋委員長 福田さん、お願いしていいですか。

○福田 事実だけお答えしますと、スコーピングレポートをインドネシア側で作成した際には、JICAは確認しておりません。

以上です。

○柴田委員 わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、ほかの委員の皆様ありますでしょうか。

阿部委員、どうぞお願いします。

○阿部委員 阿部です。

JICAの方に伺います。私が聞き逃したかもしれないんですが、今回ご説明のあったのは基本的に円借部分に関する情報だということなので、PPPの部分については例えば影響評価についての確認情報などをご説明いただいていないというふうに思うんですけども、この円借の部分とPPPの部分の区分けですね。23kmと14kmなんですけれども、どういうふうにこの区分けをしたのかといいますか、ルートを分割したのかということところがちょっと気になっていまして、非常に斜めから疑うような発言で恐縮なんですけれども、この区分けを変えればもしかしたら手続的に一部を省略できるとか、あるいは必ずしも厳密に考慮しなくてもいいというようなことがもし生じるのであれば、この案件は一体でやるというご説明があったところですので、ちょっと懸念が残るのではないかなと思いましたので、その辺を次回の情報提供いただく際にご説明いただければと思いますし、もし今ご説明を簡単にいただけるのであれば伺いたいと思いました。

以上になります。

○原嶋委員長 福田さん、ちょっと確認ですけれども、AMDALは37km全体なんですか、情報は。それとも円借款だけですか。ちょっと念のため、阿部委員の認識が若干整理されていないと思うんですけども、お願いします。

○福田 37km全体がAMDAL、LARAPの対象で、今回の助言をいただきたいと考えているのも全体37kmになります。

○原嶋委員長 阿部委員、いかがですか。

○阿部委員 わかりました。私の一部誤解があったと思います。申しわけありませんでした。

○原嶋委員長 確かに37kmを途中で切った何か合理的な根拠はあるんですか、福田さん。契約的なものですか。

○福田 経緯をご説明しましたとおり、全てがPPPで民間資金だけでできればインドネシア側はもちろんハッピーなんですけど、なかなかPPPだけだと全区間は難しいということで、一部公的資金を投入して公共事業でやることで、残りの区間だけ民間資金で初期投資をすれば全体として運営維持段階についてはPPPで動かせるというような事業スキームに途中でインドネシア側が衣替えしたという経緯になります。なので、PPPで回る範囲での距離数について、PPPとして残りの部分を公共事業でやると。その際にはいろいろな政策的な判断がインドネシア政府内であったんだとは思いますが、というような経緯になります。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、小椋委員、お願いします。

○小椋委員 直接環境社会配慮に関係ないのですけれども、建設段階も維持管理段階も政府区間とPPP区間が分けられているのですか。事業者が違うという理解でよろしいですか。

○原嶋委員長 福田さん、お願いします。

○福田 建設段階は、別になります。全体をマネージするのは当然インドネシア政府の公共事業省なんですが、実際に実施するのはPPP区間はPPPを受注した事業者ですし、円借款区間は入札の結果、同じ事業者が取るというのはあり得なくはないのですけれども、円借款区間は別途インドネシア政府が入札にかけて受注した業者が取るという形になります。

ただ、維持管理については全区間を同じPPP区間を取った事業者が現時点では行う想定になっております。

以上です。

○小椋委員 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

予定ですと、4月25日ということで先ほどありましたけれども、柴田委員、寺原委員、日比委員、松本委員が今のところ予定をされていますので、今の点を含めましてぜひ慎重なご議論をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ福田さん、いくつか対応をお願いしますので、よろしくお願いします。宿題を出した形になりましたけれども、よろしくお願いします。

○福田 よろしくお願いします。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、本件はこれで締めくくりとさせていただきます、換気のための若干の休憩を取りたいと思います。あと、発表者の交代などもありますので、今私が見ているところでは3分ですけれども、10分に再開ということで小島課長、よろしいですか。

○小島 承知しました。そしたら、15時10分から再開ということで、交代の準備も含めてその間にやっておきますので、どうぞよろしくお願いします。

○原嶋委員長 では、15時10分再開ということでお願いします。

15:03 休憩

15:10 再開

○原嶋委員長 再開します。よろしくお願いします。

それでは、続きまして、ワーキンググループの会合報告ということでケニアの東アフリカ北部回廊幹線道路整備事業でございます。本件につきましては、木口委員に主査をお願いしておりますので、ご説明をお願いします。

○木口委員 ありがとうございます。木口です。

こちらのワーキンググループですが、2月25日に開催されております。委員会のメンバーは、石田委員、小椋委員、織田委員、長谷川委員、そして、木口です。

こちらは今ご説明にあった事業ですが、内容としましては、北部回廊の一部の幹線道路の整備の運営ということで、かなり長い距離の改修などを行うものです。ルートは二つありまして、A8とい

うのが175kmで、こちらが道路の拡幅と運営維持、それから、A8のサウスのほうが57kmあって、更新、それから、運営の維持ということでケニアの中心の都市、港湾と内陸のほうをつなぐような路線になっています。タイトルにありますように、海外投融資の事業ですので、民間事業者に融資をするという形になっていまして、この事前に配られている資料にありますとおり、事業の体制がフランス系の企業を中心とした特別目的会社が借入人になるということで進められるそうです。

それから、ケニアの高速道路公社、これはKeNHAと呼ぶんだと思うんですが、こちらがこの特別目的会社との間で事業契約を締結して、このKeNHAから支払われる料金を原資に道路の拡幅、更新、維持、運営を行われるということで、国際金融公社などとも協調融資が予定されているものです。

助言のほうにあってよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞいってください。

○木口委員 助言は4点ございます。

1点目ですが、環境配慮に関しまして、借入人により決定される廃棄物処分場、採石場および土取場の位置、環境影響、管理計画・対策等の内容・妥当性が担保されるように確認すること。というのが長谷川委員、それから、織田委員から上がっております。これは一部の情報がまだ環境アセスメントのほうに記載されていないものもあり、未決定の部分もあるということで確認をお願いしていることだと思います。また後でほかの委員様から追加でコメントがあればよろしくお願いたします。

それから、2点目、側溝デザインが小動物の移動および這い上がりを妨げないようにしているかを借入人に確認し、問題がある場合はそれら動物の生態に詳しい現地専門家の助言を受けること。これは私と石田委員のほうで上げさせていただいております。

全体を通して道路案件でかなり長距離に及ぶものですので、動物がきちんと道路を渡れるかどうか、側溝などへの転落を防ぐというのは非常に重要になっていくものと考えられます。動物の移動に関しては詳細な事前調査が行われていたんですけれども、希少種でないような一般種、小型の動物が道路の側溝に落ちるとするのは日本などでは非常に大きな問題になっておりますので、その点を確認したところ、ケニアで一般的な側溝を用いるので問題がないということで、動物が落ちてもし這い上がれるような形になっているものだというご説明でした。ただ、その実績がどうなっているかというところはまだご確認されていないようでしたので、道路の影響が長期にわたることからご確認いただきたいということで助言に上げております。

次、3点目、社会配慮です。本件事業の被影響住民（PAPs）に対するRAPに基づく補償金の支払いおよび支払い後の生計回復状況がKeNHAによりモニタリングされることを確認すること。確認にあたっては、補償対象となっているPAPsのサンプリング調査を含めること、および調査（モニタリング）結果の開示を働きかけること。こちらは主に小椋委員のご提案と私のほうで少しコメントしたものが入っております。

これは既に移転に関する補償などは現在進行形でして、生計回復の事業なども始まっているんですけれども、これは実施主体、借入人ではなくケニアの高速道路公社のほうが行っているということで、こちらのほうときちんと確認をお願いしたいということで上げております。

それから、4点目、労働者の流入に伴う子どもや女性に対する性暴力などのコミュニティの治安

悪化を懸念する意見が現地ステークホルダー協議で挙げられていることから、これを防止するために借入人がCode of Conductを策定・実施するとともに、万が一子どもに対し、またはジェンダーに基づく暴力が発生してしまった場合に備え、苦情の受け付け、被害者の物理的・心理的サポート等の支援を提供し、ケニア国内法に基づき必要な対応を取るとともに、支援に関連するモニタリングが実施されることを確認すること。同様に、将来の道路利用者による同様のリスクについて対策を検討するよう借入人に申し入れること。これも私と織田委員のほうで上げさせていただいております。

こちらはいただいた環境アセスメント資料などの住民協議の中でこういったご意見が上がっていたことから慎重を期していただきたいということで、既にCode of Conductを工事期間中には策定・実施されることは決まっているようですが、改めて確認をお願いした次第です。それから、将来の道路利用者によるリスクというのも上がっておりましたので、この対策も含めて検討していただくように借入人に申し入れていただくということを助言に上げております。

○原嶋委員長 続いて、論点もお願いします。

○木口委員 次に、論点に参ります。

1点目です。こちらは海外投融資の案件で借入人は民間の企業となりますが、住民移転などはケニアの公的機関が行っているということで、民間事業者が行うことに対する懸念というのが複数の委員から私も含めて出ていたかと思えます。特に書いてありますように受託した民間企業にケニア高速道路公社からの支払いが行われて、それによって将来のバイオダイバーシティ・アクションプランなども作られて、それが実施されるということで、借入人がそれを行うということもあり、主体が長期的なモニタリングが民間にもかかっているというところが懸念材料かというような議論をいくつかさせていただきました。

本文ですが、本事業は海外投融資事業であり、ケニア高速道路公社（以下、KeNHA）から受託した民間企業（借入人）が道路整備・運営事業を行い、対価としてKeNHAより借入人に料金支払いが行われ、同料金支払いを財源に借入人による必要な緩和策および長期にわたる環境モニタリングが実施されることになるため、料金支払いが安定的に為されるかが環境配慮の適切な履行に影響しうるとの助言委員の指摘があった。JICAからは、環境レビューとは別に、事業性評価の一環として、借入人の財務的履行能力、ならびに本事業におけるKeNHAから借入人への支払い財源の確保についても確認が行われる旨の説明があった。ということになっております。

2点目です。非自発的住民移転にかかる補償および生計回復支援策の実施状況にかかるモニタリング結果の公開、こちらは本事業の被影響住民に対する補償および生計回復支援策についてはKeNHAにより取り組まれるが、海外投融資事業においても、政府により実施される事業と同様に、その履行状況のモニタリング結果について公開されるよう働きかけることが肝要であるとして、助言3としてまとめられたということになっております。こちらは助言3をご参照ください。

3点目、事業対象地に隣接する保護区について。ガイドラインにおいては、プロジェクトは政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならないことに加え、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないと規定している。本事業では、このような指定地域を横切る・通過する場合には例外5条件を適用・確認しているが、隣接する場合についても、指定地域への重大な影響を及ぼさないようにする観点から例外5条件を準用して確認し

てはどうかとの提案が助言委員より為された。JICAからは、隣接している保護区に対する例外5条件に照らした確認はガイドライン上求められていないが、生態系にかかる適切な環境社会配慮を行うことで丁寧に対応していく旨の説明があった。ということです。

こちらですけれども、長谷川委員からご意見をいただいています。皆様、お手元の今日の全体会合の資料の42ページ以降になりますが、事前の全体会合での案件説明のときの質問に多かったのが、この保護区を通る場合の問題ということで、いくつかご質問も出ていたんですけれども、実際にこのワーキンググループ会合の中ではこの部分の議論というのは短い時間で終わりました。その理由というのは今皆様のお手元に配られていますJICAからの詳細なまとめの説明ですね、そちらを見て確認が為されるということを書面上で確認できたということで、そこで大きく何か議論になるということにはなかったんですけれども、逆に非常に整理が簡潔に為されているということで、全体会合にもこれをお示したほうがいいのではということで、今日はそちらの資料も添付されているという次第です。

以上となります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ワーキンググループにご参加いただいた小椋委員、織田委員、長谷川委員、補足でご発言ありましたらいただいて、まずワーキンググループにご参加いただいた委員の中でご発言の希望がありましたら優先させていただきますけれども、いかがでしょうか。長谷川委員、織田委員、小椋委員ですか。石田委員はご欠席ということで、いかがでしょうか、お三方。

長谷川委員、よろしいですか。

○長谷川委員 長谷川ですが、今のご説明のほかには特に現段階ではございません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、何人かの委員からご発言の希望がありますので、いただきますので、まず錦澤委員、お願いします。

○錦澤委員 ご説明ありがとうございます。論点に関して、特に1と2に関してモニタリングについて、これは恐らく事業部の方への質問になると思いますけれども、モニタリングの実施がやや複雑で、環境面については借入人の責任で行うと。社会面についてはKeNHA、道路公社のほうで行うという形になっていて、これはモニタリングを長期にしっかりやっていくという意味では、公的セクター、KeNHAがやるということが望ましいということは言えると思うんですけれども、環境面については借入人のほうがやることになったというのは、何かそれは理由があるのかというのが一つお聞きしたいことと、それからあともう1点は、これはちょっと以前から疑問に思っていたので教えていただきたいんですけれども、今お示ししている資料の後ろのレビュー方針のほうで、これは6ページのところに環境モニタリングについての説明があると思います。

社会面のところの説明で、モニタリングについて用地取得とか住民移転の実施状況については、KeNHAが内部モニタリングをしていて、RAPの実施状況は外部モニタリングが実施される予定となっているんですけれども、この内部モニタリングと外部モニタリングというのがしばしば使い分けて行われるんですけれども、これはどういうふうな考え方あるいは基準で使い分けがされているのかということについて、これはどちらかという審査部の方にお答えいただいたほうがいいかな

と思いますけれども、その点について教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。まず質問を次もいただいた後、審査部、事業部で分けてお答えをお願いします。

山岡委員、お願いします。

○山岡委員 ありがとうございます。

私はちょっと単語の確認みたいな話なんですけど、むしろ事業部に対してかなと思います。これは助言および論点も主語で借入人という言葉が使われているんですけど、これは海外投融資の場合には事業者というのは借入人というふうに表示するのが今までも一般的なんではないかというのが1点目の質問です。

論点のところは、1番最初に民間企業（借入人）という表現をされていますが、この民間企業は特定目的会社というふうにしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、本部のほう、よろしいでしょうか。今、錦澤委員から2点ですね。あと、山岡委員から一ついただいておりますので、お願いしてよろしいでしょうか。

○壽楽 民間連携事業部海外投融資の壽楽でございます。私のほうから回答させていただきます。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。

○壽楽 まず、錦澤委員からご質問いただきました1点目、なぜ環境の部分のモニタリング等は民間事業者がやるようになったのかという点でございますけれども、本件、この事業を実施するうえでの官民の役割分担の中で、民間事業者のほうで建設、それから、供用後の運営維持管理をすることになっていきますので、その役割分担に基づいて、関連して派生して生じる環境影響については民間事業者のほうで実施する、そういう役割分担になっているわけでございます。

もう1点、事業部のほうからお答えすべき点である山岡委員からありました借入人という言い方でございますけれども、この点は海外投融資の場合には借入人という言い方を一般的にこれまでさせてきていただいております。あと、民間企業というのはおっしゃるとおり今回の場合であれば特定目的会社のことでございますので、その点の文言をより正確にするために修正するという点については、我々のほうからは特に異存ございません。

以上でございます。

○原嶋委員長 今、文言の修正は論点のところの1番のところの民間事業体というところを特定目的会社に変えるということだと思いますけれども、木口主査、いかがでしょうか。

○木口委員 私も異存はありません。そのほうが正確かと思います。

○原嶋委員長 あと、表題のところもそうかな。表題も変えるんでしょうか。ちょっとそこ、表題もよろしいですか。壽楽さん。

○壽楽 その点についても異存ございません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

あと、よろしいでしょうか。

私から1点、助言のほうの3番目のところのKeNHA、論点のところはケニア高速道路公社になっていますけれども、助言のほうはKeNHAになっているので、ここは直していただいて、特に木口主査、よろしいですね。

○木口委員 はい。ありがとうございます。

○原嶋委員長 柴田委員、お願いします。

○柴田委員 すみません。ちょっと一時的に通信が途切れてしまったので、もしかしたらご説明いただいていたのかもしれませんが、ちょっと助言のところで確認したいんですけども、助言の4番のところは道路利用者による同様のリスクについて対策を検討するという話が出ておまして、道路利用者のこういった社会的な影響について、これまでなかなか議論が出ていたことはちょっと少なかったかなというふうに思っていて、もちろんこういったところまでケアできることは大変に望ましいことだと思います。ちょっとこの助言が出てきた、いわゆる道路利用者による影響の助言になったちょっと背景や議論をご説明いただけるとありがたいです。

以上です。

○原嶋委員長 木口委員、お願いしていいですか。お願いします。

○木口委員 ありがとうございます。

確かにJICAのほうはそういった見解かと思えます。最初に建設期間中のものしか入っていなかったんですが、ESIAのほうに例えば小学校の近くにトラックの運転手の方が集まるような場所を作ってほしくないとか、かなり具体的な懸念が挙がっておりました。また、一般的に道路は良くなって高速化するということが誘拐のリスクとかいろいろなことが上がるということも考えられるかなと思いましたが、確かに女性に対するジェンダーに基づく暴力の懸念が高まるということも考えられると思えたので、その点、議論させていただき、申し入れという形で将来のリスクの検討を言っていただくということになった次第です。

織田委員、もし何か追加がございましたらお願いいたします。

○原嶋委員長 織田委員、もしご発言がありましたらお願いします。

○織田委員 織田です。今、木口主査がおっしゃった以上のことはございませんが、やはりこういう問題については少しずつ積み重ねることが重要だと思います。今日、HIV/AIDSが道路建設と関係して必ずと言ってよいほど言われているのも、これまでいろいろな調査に基づき道路建設とHIV/AIDSの伝播の関連性が明らかになってきたという経緯もありますので、今回のような道路利用とジェンダーに基づく暴力のつながりに注意する視点も必要なのではないかと思い、一緒にこの助言案に上げさせていただきました。

以上です。

○原嶋委員長 柴田委員、いかがですか。

○柴田委員 大変勉強になりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、助言文と論点については今お手元に3か所ほど直した形になりますけれども、こういう形で確定させていただきたいと存じますけれども、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○木口委員 論点のほうですけども、タイトルのほうは一応民間事業者というふうになっていたもので、一般的に問題ないかと思ったんですが、そろえたほうがよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 結構ですよ。ワーキンググループのほうのご意見を尊重しますので、壽楽さん、いかがですか。

○壽楽 そちらはどちらでもというか、決めの問題かなというふうに思いますので、従います。

○原嶋委員長 画面を戻してください。表題については民間事業者ということで戻してください。申しわけございませんでした。

○木口委員 いいえ、強くこだわるところではないんですが、JICAで使っている用語でと思った次第です。失礼しました。

○原嶋委員長 それでは、一応本文と論点ですね、こういう形で確定させていただきたいと思いません。

あと、環境レビュー方針がついておりまして、一応助言と論点を確定させていただいたうえで環境レビュー方針についてざっとお目通しいただいて、何かコメントいただければと思っております。

あと、先ほど木口主査からご説明ございましたけれども、本案件は道路のROWが2か所の保護区に通過、加えて2か所の保護区に隣接するという形になっておりまして、その保護区に関する問題点については別紙の11枚ほどの資料で整理をしていただいて、今お手元に届いていると思います。

一応助言文と論点、これで確定させていただいたうえで環境レビュー方針についてご意見をいただきたいと思えますけれども、まず助言文、論点の確定ということでよろしいでしょうか。

それでは、一応助言文と論点についてはこれで今修正したもので確定ということにさせていただいたうえで、山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 先ほど私が申し上げた件なんですけれども、民間事業者というのはわかりました。ただ、本文の中は民間企業というのがやっぱりちょっと何か違和感があるので、ここは。

○原嶋委員長 ここはそう。ごめんなさい。

○木口委員 すみません。タイトルだけを言ったので。

○原嶋委員長 タイトルだけでした。ごめんなさい。本文のほうはごめんなさい。ありがとうございます。本文のほうで画面のほうは展開をお願いしていいですか。すみません、申しわけありません。

今、画面に本文のほうは受託した多目的会社ということになります。こういう形になります。申しわけございませんでした。山岡委員、ありがとうございます。

○山岡委員 いや、特定目的会社だと思います。

○原嶋委員長 特定目的会社、ごめんなさい。どうもありがとうございます。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 すみません、私もちょっと細かいところで恐縮なんですけど、今、山岡委員からご指摘のあった点なんですけど、民間事業者イコール特定目的会社ということではないかと思うんですけど、ですから、使い分ける必要があるんでしょうか。

○原嶋委員長 それは、一般的には民間事業者で、今回についてはフランスなどが出資しているような特定目的会社という形態の会社になっていますので、総論としては民間事業者。

○阿部委員 ですから、すみません、私の理解が浅ければお詫びするしかないんですけど、民間事業者のときは多分ジョイントベンチャーとかいろんな形であると思うんですね。ここで言っているのはいわゆる民活の形式ですので、SPCといういわゆる受け皿を作って、そこに投資している会社が

複数あるということで、その複数の会社を束ねて民間事業体と多分言っているんだと思うんですよ。違うんでしょうか。すみません、恐らくJICAの方になると思います。

○原嶋委員長 壽楽さん、聞こえますか。ちょっと私も整理をお願いしていいですか。

○阿部委員 民間企業というのがおかしいというのは、あたかも1社のように見えるということで、確かに法律的に1社という意味ではSPCが1社なんですけれども、実際に意思決定をするのはSPCに出資している企業の中で協議されるということだと思あるので、事業体という表現になっているというふうに理解したんですが、あたかも異なる組織があるというのはちょっとおかしいのかなというふうに思ったんですけれども。

○原嶋委員長 壽楽さん、教えてください。すみません、ちょっとレクチャーをお願いします。

○壽楽 基本的には事業を実施するのは民間事業者になります。ただ、その民間事業者が今回についてはご指摘のとおり特定目的会社を設立して実施するというのが正確なところかなというふうに思いますので、一般論としてこの民間事業体による環境社会配慮のための財源確保というお題があり、その中で本件においては、まさに事業者は特定目的会社ですので、それが主語になって助言が書かれるということで、そういう整理は可能かなというふうには思いますし、基本的には特定目的会社を実施するのが一般的なやり方ではありますので、1ポツの表題の部分も特定目的会社に合わせていただくのでも齟齬はないかなというふうに思います。

○原嶋委員長 木口主査、いかがでしょうか。

○木口委員 強くこだわるものではないので、そろえていただいてもと思いますが、議論の中では一般論としてこういった民間事業体に出すことで、公的機関に出すよりも責任が長期には曖昧になるようなリスクが高いのではないかと、といったような議論をしたという経緯がございます。

○原嶋委員長 阿部委員、いかがでしょうか。先ほどJICAの壽楽さんからご説明ありましたが、総論としては、一般論としては民間事業体ということですが、本件については具体的に出ていますけれども、こういう形でも特に全体として齟齬があるということではないということなんですが、山岡委員、いかがですか。

○山岡委員 壽楽さんのご説明どおりだと思います。直接の借入人はやはり特定目的会社ということで、その表現としては文章中はこのほうが正しいというふうに思います。ただ、次の環境レビュー方針のほうは特別目的会社という書き方をされているので、どちらでも本当はいいんですけれども、特定でも特別でも、併せて特別目的会社のほうが整合性という点ではいいと思いますので、特別のほうがいいと思います。ということでいかがでしょうか、JICAの壽楽さん。

○原嶋委員長 壽楽さん、Sはどうやって訳しているんですか。

○壽楽 特別目的会社という表現で統一をさせていただければと思います。大変失礼いたしました。ご指摘ありがとうございます。

○原嶋委員長 これは一言で言うと、Sの訳し方の整合性ということでよろしいですね。

○壽楽 はい。おっしゃるとおりでございます。

○原嶋委員長 木口主査、よろしいですか。

○木口委員 はい。ありがとうございます。問題ございません。

○原嶋委員長 阿部委員、いかがでしょうか。

○阿部委員 異論ございません。ありがとうございました。

○原嶋委員長 すみませんでした。ちょっと説明が不十分で申しわけありませんでした。

それでは、一応そういう形で、特別ということでもとめさせていただきますので、これで助言と論点を確定させていただきたいと存じます。最終的な確認になりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

併せて環境レビュー方針、今、山岡委員からもちょっといくつかありましたけれども、もし環境レビュー方針についてコメントありましたら今承ります。説明ということは特に時間を設けませんけれども、内容についてコメントありましたらいただきますので、まず米田副委員長、お願いします。

○米田副委員長 すみません。いつも環境レビュー方針の細かいところをつついております。

4点あります。その前に保護区の整理をしていただいて、ありがとうございました。今回かなり明確になってよかったのではないかと思います。

細かな文言等の問題点を4点ほど上げさせていただきたいと思います。環境レビュー方針のページで申し上げたほうがいいんですかね。

○原嶋委員長 お願いします。環境レビュー方針のページでお願いします。

○米田副委員長 環境レビュー方針のページで11ページ、表の1番下のLake Naivashaのところの種類のところ、LamsarのこれはLではなくてRだと思います。これは44ページの図の中にも出てくるんですが、Rに修正していただければ。ラムサールの名前ですね。それが1点目です。

次が環境レビュー方針13ページ目です。これも表の話なんですが、哺乳類：調査結果の表の名前の横にIUCN分類と書いてありますが、これは何か、括弧して二つあるのがどういう意味かなと思って、もしかするとIUCNの分類と、ケニアの分類なのかなとか思ったりしたんですが、その説明があったほうがいいかなということと、あと、タイトルに、IUCN分類だけでないとするれば、そこにIUCN分類等とか等の字を一つ入れたほうがいいかなと思いました。

それはちょっと戻るんですが、前のページの両生類・爬虫類の表でもIUCN分類以外のこと、ケニアで保護されているとかそういうことが書いてあるので、そこも等を入れれば済むかなと思いました。

それからあと、環境レビュー方針ではなくて後ろの説明のところになってしまいうんですが、よろしいでしょうかね。保護区の整理の中に表がついていて、表1で指定した地域と細かく説明が入っているんですけども、これはいただいた全体のPDFだと46ページ目になるんですが、ここで1番下にHells Gate国立公園というのがありますけれども、これです。1番下にHells Gate国立公園というのがあるんですけども、ここでROWから1.3km離れていると書いてあると思うんですが、これ地図を見ると、ちょっともっと離れているんじゃないかなと思いますので、そこも1度確認してもらえればと思います。

もう一つ、このそばにMount Longonot National Parkというのもあるんですけども、それについては触れられていないので、そこにありますよね。それも一言書いておいたほうがいいかなと思いました。

もう一つだけ。その後に地図の写真がありますけれども、そのページがついている8ページ目ですかね。これはもともとほかで作られた写真なのでJICAではどうしようもないのかもしれないんで

すが、写真というか図なので。この凡例のところ、8ページの凡例に黄色いのがLake Elmenteitaの世界遺産地域のバッファというふうに書いてあるんですけども、これは多分位置的に違うんじゃないかなと思うので、そこはちょっと何を指しているかわからない、Lake Naivashaならわからないでもないんですけども、そのあたりをもう1度確認するなり修正するなりしていただければと思います。

以上、4点です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。壽楽さん、いかがでしょう。海外投融資課のご担当、いかがでしょうか。今Ramsarは直していただくということでお願いしますけれども、ほかの点。

○壽楽 ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

リストの部分のIUCNの後に括弧がついているものに関しましては、すみません、表現ぶりがちょっと正確でなくて大変申しわけございません。括弧については、ケニア国内の分類を示しているものでございますので、今ご指摘いただきましたように、「等」をつけてその点がわかるようにさせていただきたいと、そのように修正をさせていただきたいというふうに思います。

そのほかのHells Gate国立公園の距離は、我々は今手元で確認しております根拠になっているESIAの文書によると、1.3kmというふうに書かれておりますので、すみません、我々の情報ソースとしてはそれを信頼してこのような記載ぶりにさせていただいております。

○米田副委員長 PDFの44ページに地図がありますよね。この地図が正しいとすると、ちょっと違うかなと思うんですけども、もう少し前ですね。図の3ページですね。大きな地図がありますよね。表の前ですかね。そこですね。

Naivasha Wildlife Training Institute Local Sanctuaryという箱があるその右横にあるのがHells Gateですので、その隣がLongonotなんですけれども、後で確認いただければと思います。

○壽楽 承知いたしました。ご指摘ありがとうございます。改めて確認をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○原嶋委員長 あと、Mount Longonotでしたか。これは大丈夫ですか。米田委員、いかがですか。

○米田副委員長 今申し上げました先ほどのHells Gateの隣にある小さいのがLongonotです。

○原嶋委員長 壽楽さん、もう1度確認をお願いしてよろしいでしょうか。

○壽楽 はい。Mount Longonotについてもどれぐらいの距離が離れているかという点も含めて、確認をさせていただきます。大変失礼いたしました。

○原嶋委員長 ほか、いかがでございましょうか。

1点、私から環境レビュー方針の9ページで別紙のとおりJICAガイドラインにおける政府が法令により保護した地域で実施する事業に対する条件を満たすということですが、これは小島さんに確認していただいて、正確にはガイドラインではなくてガイドラインのFAQで例外的に認められているということなので、ちょっと最近、本末が若干ひっくり返っている場合がありますので、もう少し正確に審査部のほうと確認して文面を書いてください。よろしいでしょうか、壽楽さん。

○壽楽 はい。この点も失礼いたしました。審査部のほうと確認をして修正させていただきます。

○原嶋委員長 小島課長にも正確に、例外的にということを一応常に注意していただくということでよろしくをお願いします。

○小島 承知しました。

○原嶋委員長 ほか、いかがでございましょうか。ほか、委員の皆様いかがでございましょうか。

特になければ本件、助言文と論点の確定および環境レビュー方針についてもいくつかコメントを頂戴しましたので、反映させていただくということで進めさせていただきたいと思います。最終的な確認になりますけれども、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件はこれで締めくくりとさせていただきます。木口主査、どうもありがとうございました。

○木口委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 担当の方も壽楽さんをはじめ、ありがとうございました。

それでは、続きまして、その他ということになりますので、小島課長、よろしいでしょうか。

○小島 今、画面は見えていますかね。

○原嶋委員長 今画面がちょっとこちらのほうは、私のところが悪いのかな。ちょっと今あまり。

○小島 今切り替え中です。

○原嶋委員長 その他、お願いします。

○小島 もし画面が見えていない場合でも配付資料のほうをご覧くださいと思います。

2020年3月の助言委員会でも同じ説明をしたんですけれども、皆さんの2年間の任期が7月までです。今後、選考のプロセスを始めることとなります。具体的な選考のプロセスは来月の助言委員会でも説明することになると思いますが、今日皆様にご説明したいのは、画面に映っているとおり、皆さんが第6期なので、次期、第7期の助言委員会の皆さんの業務内容についてというところでございます。

今から読み上げます。カテゴリA案件およびカテゴリB案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。

①協力準備調査に対して助言を行う。②環境レビュー段階およびモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。③開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。④緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断および実施する手続の報告を受け、JICAから求められた場合には助言を行う。⑤助言委員会のワーキンググループにて、助言案の作成作業を行う（主査としての議事進行・助言案の取りまとめ含む）というところでございます。

これは助言委員会の実施要綱の書きぶりを引用したものでございます。2年前のときはガイドラインの改正があったので、それをどうするかというような記載も含まれていましたが、おかげさまで改正が終わりましたので、通常の助言委員会の皆様の業務内容を記載したというところでございます。これでよければ、これに基づいて進めて、2年前と同じようにやると4月中旬ぐらいに私たちのホームページで公募する旨、お知らせして1か月ほど期間、締切りまで1か月ほど時間を取るところでございます。

以上、私からのご説明です。委員長にマイクを戻します。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、今ご説明の点につきましてコメントがありましたら承りますので、サインを送ってください。

あと、併せて小島さん、ガイドラインの説明についてまた多分新しく委員になる方にご説明する

機会があると思いますけれども、今回はガイドラインの改定もありますので、継続される方にもそういった機会を併せて作っていただくと効率的かなと思いますので、よろしく申し上げます。前回、確かどなたかからご指摘があったと思いますので、よろしく申し上げます。

○小島 承知しました。

○原嶋委員長 ほか、委員の皆様いかがでしょうか。

奥村委員、どうぞ。

○奥村委員 念のための確認ですけれども、委員会の業務について委員会の運用目安というのが策定されていて、それに細かく協力準備調査の場合はスコーピング案と報告書、ドラフトについて助言を行うみたいに行われているんですけども、それは変更ないという形ですかね。

○小島 今のところ変更する予定はございません。

○奥村委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

ちょっと先ほどの案件のところでも保護区の論点がありまして、それについては私の思ったことはほかの委員あるいは委員長を含めて意見を言っていたんですけども、実は最近、この保護区における事業実施の案件がちょこちょこ散見されるケースが増えているように思っています。

数を数えているわけではないんですけども、以前に比べると保護区における事業を実施するというケースが増えているかなという印象を持っています、もちろん案件ごとにそれはFAQで示されている5要件を満たすのかどうかということも含めて議論をしていけばいいかなと思うんですけども、そもそも先ほどまさに委員長もおっしゃったように、本来は5つの要件を満たした場合においてのみ、例外的に実施されるものと考えています。例外というのもどう定義するかというのはあるんですけども、1件1件審査していく形だと、それぞれは要件を満たす、すなわち例外ということになるのかもしれませんが、それが果たして例外的なのかなと。例外と言いながら全体として実はそういうケースが増えていっているとしたら、それは例外と言えないのではないかなと。ほかにもいろいろ保護区に係る案件があったんですけども、保護区条項を理由に事業化をしなかったんですというケースがあるのかとか、そういうことも見ないとそもそも例外的に保護区に関するガイドラインの条項が満たされているのかというのはなかなか判断していけないような状況に最近なっているようにちょっと個人的には感じております。ここに挙げていただいた業務内容自体はもちろん異議はないんですけども、これまでももう少し幅広い議論は既にさせていただいてきていると思うんですけども、個別案件だけでなく、幅広く全体のポートフォリオであったり、業務の分野を見ながら助言委員会というのがいろいろ助言させていただくような方向性も、JICA事務局のほうで理解を持っていただけているのでしょうかという、ちょっと長い質問になったんですけども、ちょっとそういう問題意識を感じておりまして、質問させていただきました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。とても重要な点でありまして、どうですか、小島課長でよろしいですかね。とりあえず今所見がありましたらお願いします。

○小島 ありがとうございます。

ご指摘の点は理解できますが、私たちの運用も例外的にやっているもので、助言委員会の皆さんに付議するものは付議をさせていただいてやらせていただいているというところなんです。なので、例

外をたくさんやっているからそこがだんだんうやむやになってくるということは、今の運用をしている限りガイドラインの記載、FAQの記載がある限りできないものと考えております。確か全体を通じてどうなのかというのは2018年から1年、2年ぐらいかけてやったレビュー調査の中でもそういう分析をしているんじゃないかなと思いますので、全体のところについてはそこをご参照いただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 日比委員、いかがですか。

○日比委員 実は2018年のレビューは最近読んだところではないのですが、以前の議論やご報告を思い出す限りでは、案件形成段階も含めた全体の中でどれだけが保護区条項が適用され、それを理由に案件化しなかったのかという分析は、記憶の限りではなかったと思います。5要件が適用され例外的に実施されたケースの分析はあったかと思いますが、ガイドラインが保護区を守る上でのセーフガードとしてどの程度機能したかという分析はなかったのかなと記憶しています。もちろん例外というのは抽象的な言葉でもありますし、案件レベルで例外が適用されるかどうかは5要件で評価されるということかと思いますが、個人の感覚で申しわけないんですけども、少なくとも例外とする事案が増えてはいるような認識を持っていて、そういう意味では危惧とまではいなくても、少し懸念しているところではあります。その中で、これまでと同様にやっていくので問題ありませんというのでは、危惧に近い感覚を持ってしまふかなというふうには思っております。

今日のこの場では私の個人的な所感になりますので、何かそれに対して今お答えくださいということでもないんですけども、保護区のところは、ガイドラインの改定の諮問委員会、それに先立つ助言委員会でもかなり議論になったところではありまして、諮問委員会では何名かの委員から意見が出ていたところでもありますし、引き続き国際的な動向から見ても非常に注目されるころではあるかと思っておりますので、ちょっとそのように申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。大変貴重で重要なご指摘ですので、委員会としても十分認識して、今後の助言の作成などに当たる必要があろうかと思っておりますので、委員の皆様にも今、日比委員からのご指摘の点についてはぜひご配慮いただきたいと思います。今回はこういう形でよろしいでしょうか。

それでは、阿部委員、どうぞお願いします。

○阿部委員 すみません、お時間いただきます。コメントになります。

JICAの方に申し上げたいんですけども、本当に毎回丁寧に情報提供いただいて適切な検討する機会をいただいていると思っていますし、私も学ぶことが非常に多いんですけども、今、日比委員からご指摘あった点と実は似たような論点なんですが、最近海外投融資案件に関する検討が非常に増えてきていると思うんですね。海外投融資案件は、やはり伝統的な円借款プロジェクトとはいろいろな意味で特徴が異なりますので、海外投融資案件の審査を行うあるいはレビューを行うというときにどういう点が特に注意しなければいけないのかというところをもう少し特出しといいますか、明確にしたほうがいいのではないかなと思う機会が増えております。

先ほどの例えばSPCの訳をどう当てるかというようなところもあったんですが、ある意味非常にテクニカルというか表現上の問題なんですが、もっと本質的には例えば問題が起きたときにどの主

体、どの意思決定者と交渉すればいいのか、あるいはコミュニケーションを取ればいいのかというところを明確にしておくということが大事だと思うんです。例えばPPPの案件を作るときに私が申し上げるのは大変僭越なんですけど、物凄い契約書の量になったりするわけですよね。そういったものを助言委員会の我々が全部細部まで見るというのは当然できませんし、するべきでもないと思うんですが、我々も必ずしも専門家ではないのでわからないと思うんですね。

ですから、一般的な円借款案件とは違うというところで、一体誰が本当に責任を持ち得るのか、誰が主たる意思決定者なのかということをやはり明確にして、そこと例えばJICAがどのような協議なりあるいは合意をされているのかというところが本来多分確認すべきところだと思いますので、もう少し助言委員会に情報を提供していただくときにどこが違っているのか、どこが本当にポイントなのかというところを明確にさせていただくと、より適切な議論ができるのではないかというふうに思いました。

以上、コメントになります。よろしくお願ひいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

小島課長、受け止めありますか。

○小島 ありがとうございます。

以前別の機会で重大な変更を助言委員会で諮らせていただく際に、確かこれは松本委員だったんですけども、当然議論を制約するわけではないんですけども、JICAとしてここについて助言をいただきたいというのはある程度明確化したうえで諮ると、焦点を絞れるんじゃないかなというようなお話があって、今の阿部委員のご指摘はそれとも関係しますと、新しいスキーム、海投が増えているというところのうえで助言委員の皆さんがきちんと理解したうえで議論していただけたというところの問題意識だと思います。

なので、多分私たちでできるところはよりわかりやすく説明して、特に阿部委員からあったように誰がどう責任をするかということについては理解しやすいようにご説明して、そのうえで議論していただいて助言いただくというのが円滑かなと思いましたが、資料を作るときとかなどにおいては注意したいと思います。

ただ、私たちが議論してほしいといったものだけを議論していただく場ではないと思いますので、そこも私たちは理解してやるのかなと思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

作本委員、どうぞ。

○作本委員 作本ですが、ちょっと一言お願いします。

ただいまの阿部委員のお考えは私も同じようなことを今日ずっと感じておりました。今まではODA事業ならば、JICAは今までオーソドックスな確認行為でよろしいかと思うんですが、やっぱり融資の場合には、今日も議論がありましたけれども、融資の期間が切れた後どうするのかと。モニタリングを行うとかそういうこともありますし、あるいは返済計画も最近情報をJICAさんから流してくれないんですね。返済計画は結局借金倒れにならないのかどうかということややっぱり環境社会配慮を考えるうえで大事だということ。やはり融資の場合は、そのような今の少なくとも2点は重要なんじゃないかと思ひます。

あともう一つ、投資も同じようにいわゆる確認行為だけでは済まないんじゃないかと。JICAさんは全体を確認と支援に分けてと言っておられますが、投資事業というのはやっぱりJICAさんがより主体的に事業に関わる立場だと。株主として入るか、あるいは委託会社を作ってそこにどんなように関わるかまではわからないんですけれども、やはり投資案件の場合にはJICAさんの責任は、ガイドラインにおける確認行為というのはより重い責任となるのではないかと。株主の場合に、これは単なる第三者的な確認行為では不足なんじゃないかというような点は私もぼやっとしたような感じがするんですが、やはり先ほどの阿部委員のおっしゃるとおり、もう1回JICAさんの関わり方によって、こことこのポイントは押さえるべきであるというようなことを、もしこの機会に議論していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 小島課長、受け止めがあればあれですけれども、いかがでしょうか。

多分海外投融資については、新しいガイドラインで公開期間が短くなるなどの変更はありますが、基本的にはガイドラインの趣旨全体を適用するというのですが、相手方が変わってくる、あるいは民間事業者が借りるなど、要はお金の流れが変わってきますので、アクションを求める相手などあるいは責任を担う相手などが従来型のODAとは違う場合があります。場合によってはそのフローを簡単に説明していただくような機会を作っていたらいい、確認などや支援などは当事者が誰になるかといったことをまた1度委員全体で確認するような機会をもし可能であれば作っていただけることはできますでしょうか、小島さん。

○小島 ありがとうございます。

多分、JICAの中における審査部の役割は海投であっても借款であっても無償であっても技協であっても、確認と支援というのは変わらないですし、私たち牽制部としての役割を果たすというのは変わらないと思います。ただ、やっぱり海投が新しいスキームということで、皆さんがご説明を聞いている中でどうもこれまでとは感覚が違うというようなことが起きていて、そこをちょっともやもやしたまま議論を進めるとするのは気持ちが悪いというような感じなのかなと思っていますので、海投案件においてはもう少し説明を丁寧にしてやるのかなというのが今お話を聞いていて思ったことです。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。海外投融資案件では相手方の関係性ですよね、それについてまた整理していただくようなことを丁寧にお願ひしたいということです。

あと、海外投融資案件ではEIAの作成が各事業者で行っている場合が多いので、その内容にかなりばらつきがあるケースが一般的な傾向としてありますので、それは私も常々感じておりますので、一言申し上げておきます。

ほか、いかがでしょうか。ほか、委員の皆様、今の阿部委員、作本委員からのご発言に関連して、あるいはそれ以外でも結構ですけれども、何かご発言ありましたら承りますけれども、いかがでしょうか。

それでは、一応一通りですので、あと、その他はよろしいでしょうか。何かウクライナ問題でコメントはあるのでしょうか。何か大変環境社会面でもいろいろありますけれども、それについてはJICAのほうは何か影響があるのか、もし可能であれば情報提供をお願いします。

○小島 委員長、それは私宛てですかね。

○原嶋委員長 もし何か情報提供があれば、今ちょっとそういう状況かどうかわかりませんが、環境社会面での影響もありますけれども、何かJICAの事業でそういったもの、私たちが関連しているものでちょっとあったかどうか記憶にないんですけども、そういった地域の事業についての何か動きなど、もし可能であれば何か情報提供をお願いします。

○小島 ありがとうございます。

ウクライナでの事業、そういうご質問がもしかしてあるかもしれないと思って、既に公開されている情報なんですけど、モニタリングの対象となっている案件が1件あります。つまりカテゴリAのもので、下水処理場を作るという案件でございます。段階としてはまだ業者選定中ということなので、工事自体は始まっていません。なので、そこで止まっている可能性があると思うんですけども、具体的には今とても入れる状況ではないんですけども、ウクライナ政府と協議しながらというところになると思います。

以上が環境社会配慮でカテゴリAについて私たち承知している状況です。以上です。

○原嶋委員長 ベラルーシというのはどうなんですか。何かあるんですか。すみません、私ちょっとあまり詳しくないんですけども。

○小島 ベラルーシは特に私たちのホームページに載っている情報はなかったです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、その他になりますけれども、何か全体を通じてご発言ありましたら承りますので、サインを送ってください。

よろしいでしょうか。

作本委員、大丈夫でしょうか。

○作本委員 どうもありがとうございます。ありません。

○原嶋委員長 よろしいですか。

それでは、今後のスケジュールということでよろしくをお願いします。

○小島 今後のスケジュールとしまして、年度開けて4月です。第135回の全体会合が4月11日月曜日14時からということで予定しております。その際には、私も助言委員会の皆さんの選考についてもう少しご説明する予定になっております。皆様におかれましては、ご自身をどうされるかという点、それと周りで助言委員会に関与されたいという方がおられれば応募を勧奨いただければというところがございます。

小島からは以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、委員の皆様、ご発言ありましたらサインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、特になければ本日の第134回全体会合はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

16:17 閉会